

「県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会」の開催について 再申し出を行いました

「県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会」開催について、横浜市、川崎市及び相模原市の三市長が連名で、神奈川県知事に対し、再申し出を行いましたので、お知らせします。

1 申出日 令和8年6月22日（月）

2 申出者 やまなか たけはる
山中 竹春 横浜市長

ふくだ のりひこ
福田 紀彦 川崎市長

もとむら けんたろう
本村 賢太郎 相模原市長

3 経緯

(1) 令和8年6月1日 「特別市制度及び県内の持続可能な行政運営のあり方」をテーマとして、三市長連名により、四首長懇談会の開催を県知事に申し出

(2) 令和8年6月10日 県知事から、本テーマについては四首長懇談会の枠組みでは協議できない旨の回答

これを受け、今回再申し出を実施

4 再申し出の主な理由

別紙のとおり

【参考】県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会の基本的な運営方法について（平成30年3月27日）

1 開催

(1) 懇談会は、神奈川県、横浜市、川崎市又は相模原市（以下「4自治体」という。）の首長（以下「4首長」という。）からの申出により開催する。

(2) 懇談会は、前号の申出を行った首長（以下「開催申出首長」という。）が招集する。

2 座長

懇談会の座長は、開催申出首長が当たる。

3 出席者

懇談会の出席者は、4首長とし、関係部局長等は事務担当として出席する。

※ 四首長懇談会の開催は、「4首長からの申し出により開催する」とされており、開催に応じないという規定は存在しない。

お問合せ先

(本件の全体調整に関すること) 特別市制度企画課長 室町 Tel 045-671-4323

(四首長懇談会の運営に関すること) 広域行政課長 高村 Tel 045-671-2108

再申し出の主な理由

人口減少の進行や社会経済状況の変化等を背景に、持続可能な社会の実現は我が国全体にとって喫緊の課題となっている。

こうした中、県と三政令市がそれぞれの役割を踏まえ、連携しながら地域の将来像を議論することは、首長に課せられた重要な責務である。

課題を先送りすることなく議論に正面から向き合い、四首長懇談会において、県知事と三政令市長が率直に意見交換を行い、認識の共有及び議論の深化を図ることは極めて重要である。

しかしながら、「特別市制度及び県内の持続可能な行政運営のあり方」という重要なテーマについて、三政令市長からの申し出に対し、県知事が四首長による議論に応じなかったことは、課題解決に向けた建設的な議論を妨げるものであり、看過できない。

こうした認識のもと、四首長による議論の必要性を踏まえ、次の理由により再申し出を行う。

- 1 令和4年5月に開催した四首長懇談会で、今後も県と指定都市の課題を共有し、住民目線で解決を図るため、知事及び三市長によるトップレベルでの協議を継続することで合意している。
- 2 第34次地方制度調査会では、特別市制度に関する論点が審議項目として決定され、具体的な議論が開始されており、このような状況を踏まえれば、神奈川県内における影響等について、四首長間で速やかに共有・議論を行うべき段階にある。
- 3 県と三政令市で特別市制度の法制化に関する見解に相違がある中で、現行の指定都市制度を前提とした県の独自の主張は、特別市制度全体に対する理解をミスリードし、県内市町村と政令市の間には不要な対立や分断を生じさせているものとする。このような状況の下で、県内30市町村長を交えた協議を行うことは、かえって分断を助長することになりかねない。

まずは、県と三政令市が連携し、客観的かつ論理的なデータを共有・分析し、住民目線に立った建設的かつ冷静な議論ができる環境を整えることが必要である。